

平成15年12月26日
健康生活部環境局大気課

ディーゼル自動車運行規制条例の施行について

1 経緯

見出しのことについては、本年10月に、環境基準の達成をより確実なものとするため、「環境の保全と創造に関する条例」が改正されたところです。

本日、その施行に関する規則等（別添のとおり）を定めました。（平成16年10月1日から規制を開始します。）

2 環境の保全と創造に関する条例の一部を改正する条例（本年10月10日公布）

自動車NOx・PM法の排出基準に適合しない自動車で、車両総重量8トン以上の自動車（バスについては定員30人以上）は、阪神東南部地域内を運行することができません。

（1）規制地域

神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市（北部を除く）、芦屋市、伊丹市
ただし、工業専用地域及び臨港地区は除きます。

（2）規制対象自動車

自動車NOx・PM法で定める対策地域内の場所を使用の本拠として登録できない、車両総重量8トン以上の自動車（バスについては定員30人以上）を対象とします。

（3）使用者への措置命令

規制対象車両の使用者に対し、規制対象車両の適切な運行管理、運転者への指導など運行規制を遵守するよう必要な措置を講じるよう命令することができることとしています。

（4）荷主等への指導

運送を委託した荷主等に対し、運送事業者が運行規制を遵守するよう適切な措置を講じるよう勧告することができることとしています。また、勧告に従わない場合は、その旨を公表することができるものとしています。

（5）罰則

措置命令違反及び違反自動車の運行に対する罰則を設けています。また、併せて、法人にも罰則を科す両罰規定を設けています。

3 本日公布した規則等の概要

（1）適用除外車両

条例の規定（条例第67条の2）では、「特殊な構造を有し、かつ、特種の用途に供される自動車で、道路周辺における大気汚染の主要な原因とならないものとして規則で定めるものを除く。」としています。

この「規則で定めるもの」としては、「特種用途自動車（8ナンバー車）であって、運行を主目的とせず、主として作業に使用されるもの」として、具体的には、クレーン車、コンクリート作業車等別紙1に示すとおりです。

(2) 適用除外ケース

条例の規定(条例第67条の2)では、「災害等の発生により特定自動車を運行し、又は運行させる必要がある場合その他規則で定める場合は、この限りでない。」としています。

この「その他規則で定める場合」は、次のとおりです。

車検又はナンバープレートへの封印の取付けを受ける場合

臨時運行又は回送運送の許可(道路運送車両法)を受けている場合

幅2.5m、重量44t、高さ4.1m、長さ19m又は、最小回転半径12mを超える車両であって、道路法による特殊車両の通行許可を受けた経路で運行する場合

(3) 適用除外路線

条例の規定(条例第67条の2)では、「特定自動車の運行が特別対策地域の大気環境に及ぼす影響その他道路周辺の生活環境の状況及び特別対策地域における交通の状況を勘案して知事が定める道路を除く。」としています。

この「知事が定める道路」は、阪神高速5号湾岸線、ハーバーハイウェイ等、**別紙2**に示すとおりです。

(4) 西宮市南部地域

条例上の規定(条例第67条の2)では、「西宮市の区域(規則で定める区域に限る。)」としています。

この規則で定める区域は、**別紙3**(条例の規制地域図)に示すとおりとなります。

(5) 排出基準に適合しない使用過程車の使用可能最終日

条例上の規定(条例附則第2項)では、「初度登録日がこの条例の施行の前であるものについては、自動車の種別及び初度登録日について規則で定める区分に応じ規則で定める期間が経過するまでの間は、改正後の条例第67条の2の規定は適用しない。」としています。

これにより、その車種及び初度登録日(新車として登録された日)に応じて定められる猶予期間を超えると、規制地域内での運行ができなくなります。

この「規則で定める区分に応じ規則で定める期間」は、**別紙4**に示すとおりです。

参考

1 支援制度について

政府系金融機関の特別貸付への利子補給制度、最新規制適合車特別融資制度、最新規制適合車特別貸与制度及び最新規制適合車等代替促進特別補助制度(2%補助)の各支援制度(別紙5の概要のとおり)について、年明けから受付を開始することとしています。

2 啓発について

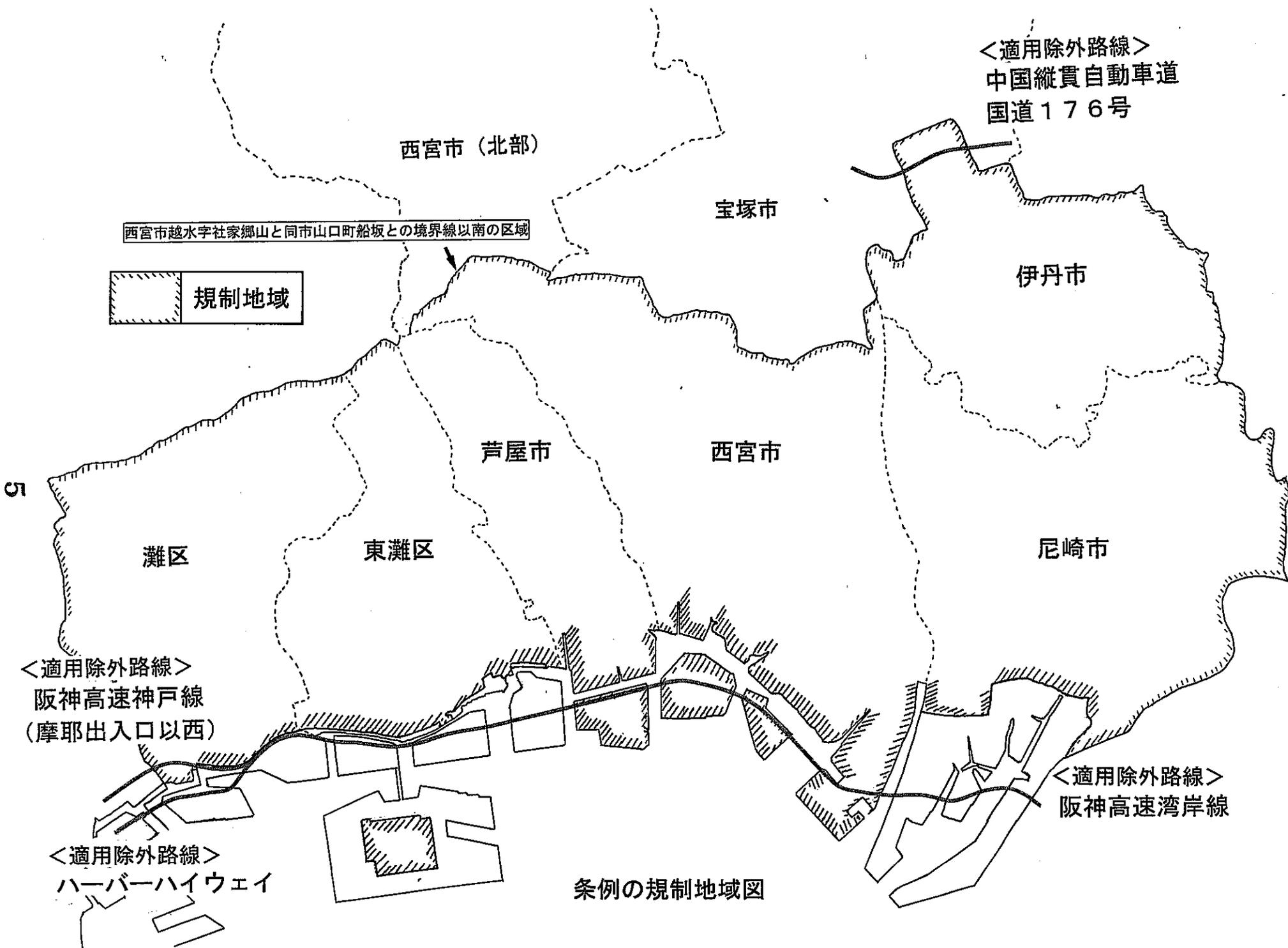
条例の公布後、インターネットで掲示するなど啓発を進めていますが、規則等の制定後、ポスター、パンフレット等による啓発や県下各地での説明会を実施することとしています。

適用除外車両

1	医療防疫車	21	はしご車
2	採血車	22	ポンプ車
3	軌道兼用車	23	コンプレッサー車
4	図書館車	24	農業作業車
5	郵便車	25	クレーン用台車
6	移動電話車	26	空港作業車
7	放送中継車	27	構内作業車
8	理容・美容車	28	工作車
9	消毒車	29	工業作業車
10	寝具乾燥車	30	レッカー車
11	入浴車	31	写真撮影車
12	ボイラー車	32	事務室車
13	検査測定車	33	加工車
14	穴掘建柱車	34	食堂車
15	ウインチ車	35	清掃車
16	クレーン車	36	電気作業車
17	くい打車	37	電源車
18	コンクリート作業車	38	照明車
19	コンベア車	39	架線修理車
20	道路作業車	40	高所作業車

適用除外路線

道路の種類	路線名	区間
高速自動車国道	中国縦貫自動車道	伊丹市の区域の区間
一般国道	国道176号	伊丹市の区域の区間
兵庫県道	高速大阪池田線	尼崎市及び伊丹市の区域の区間
兵庫県道	高速神戸西宮線	摩耶出入口以西の区間
兵庫県道	高速湾岸線	神戸市東灘区、尼崎市、西宮市及び芦屋市の区域の区間
兵庫県道	甲子園尼崎線	尼崎市元浜町1丁目、4丁目、5丁目及び道意町6丁目の区域の区間
兵庫県道	摩耶埠頭線	全線
神戸市道	深江浜町1号線	神戸市東灘区深江大橋以南の区間
神戸市道	灘浜住吉川線	全線
神戸市道	魚崎浜町1号線から3号線まで	全線
神戸市道	御影浜町2号線	神戸市東灘区御影大橋の区間
神戸市道	住吉川浜魚崎線	全線
神戸市道	魚崎浜町6号線から8号線まで	全線
神戸市道	深江浜町2号線	全線
神戸市道	深江浜町4号線	全線
神戸市道	深江浜町6号線から11号線まで	全線
神戸市道	深江浜町13号線から19号線まで	全線
神戸市道	深江浜町21号線及び26号線	全線
尼崎市道	道意線	尼崎市道意町6丁目、道意町7丁目及び未広大橋の区域の区間
尼崎市道	中島東高洲線	尼崎市中島新橋の区間
神戸市 臨港交通施設	港湾幹線道路	神戸市灘区及び東灘区の区域の区間
神戸市 臨港交通施設	臨港道路	神戸市東灘区向洋町東2丁目、向洋町中4丁目、向洋町中8丁目、魚崎南町1丁目及び青木1丁目の区域の区間
大阪国際空港施設	大阪国際空港施設内道路	伊丹市の区域の区間



<適用除外路線>
中国縦貫自動車道
国道176号

西宮市（北部）

宝塚市

伊丹市

西宮市越水字社家郷山と同市山口町船坂との境界線以南の区域

規制地域

芦屋市

西宮市

5

灘区

東灘区

尼崎市

<適用除外路線>
阪神高速神戸線
(摩耶出入口以西)

<適用除外路線>
阪神高速湾岸線

<適用除外路線>
ハーバーハイウェイ

条例の規制地域図

経過措置

自動車の種別	初度登録日	期 日
1 普通貨物自動車	平成元年9月30日まで	平成16年9月30日
	平成元年10月1日から平成5年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成5年10月1日から平成8年9月30日まで	平成18年9月30日
	平成8年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日
2 大型バス	昭和61年9月30日まで	平成16年9月30日
	昭和61年10月1日から平成2年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成2年10月1日から平成5年9月30日まで	平成18年9月30日
	平成5年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して13年間の末日に当たる日
3 特種自動車	昭和63年9月30日まで	平成16年9月30日 (法第61条第1項の規定により自動車検査証の有効期間が2年とされている自動車にあっては、平成17年9月30日)
	昭和63年10月1日から平成4年9月30日まで	平成17年9月30日
	平成4年10月1日から平成7年9月30日まで	平成18年9月30日
	平成7年10月1日から平成15年12月31日まで	初度登録日から起算して11年間の末日に当たる日

注) 規則で定める区分及び規則で定める期間は、上表の左欄、中欄に示す区分ごとに右欄の期日以降の車検証の有効期間満了日までとする。

(2年車検自動車にあっても、法の使用可能最終日よりそれぞれ1年間適用を猶予する。)